地方創生に向けた自治体SDGs推進事業について

資料17

平成30年1月

内閣府地方創生推進事務局

地方創生に向けた自治体SDGs推進事業について

意義・目的

○自治体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組は、地方創生の実現に資するものであり、その取組を推進することが重要である。

○自治体によるSDGsの達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市を**「SDGs未来都市」**として選定し、自治体SDGs推進関係省庁タスクフォースにより強力に支援する。

○その中で先導的な取組を**「自治体SDGsモデル事業」**として10程度選定し、資金的に支援する。

【30年度概算決定額5．0億円（新規）】

「SDGs未来都市」における取組

都市選定

①自治体のSDGs推進のための取組
- **・将来ビジョンづくり**
- **・体制づくり**
- **・各種計画への反映**

等

②SDGs達成に向けた事業の実施

→

「自治体SDGsモデル事業」

①経済・社会・環境の三側面の統合的取組による**相乗効果**の創出

②**自律的好循環**の構築

③多様なステークホルダーとの**連携**

→

成功事例の普及展開

選定都市から共有すべき成功事例を国内外へ情報発信

- **・イベントの開催**
- **・幅広い世代向けの普及啓発事業**

等

→ 2030年 **持続可能なまちづくり**

自治体SDGs推進関係省庁タスクフォース（H30.1設置予定）

「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」（H29.12.22閣議決定）に基づき設置

内閣府地方創生推進事務局（事務局）					内閣官房	復興庁	内閣府	警察庁	金融庁	消費者庁
総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省

地方創生に向けた自治体SDGs推進事業（内閣府地方創生推進室）

３０年度概算決定額　５.０億円　（新規）

事業概要・目的

○地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組は、地方創生の実現に資するものであり、その取組を推進することが重要です。

○このため、地方公共団体によるSDGsの達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市・地域を選定するとともに、特に先導的な取組については、モデル事業として選定し、資金的に支援をします。

○また、そうした成功事例の普及展開等を行うことで、地方創生の深化につなげます。

○平成29年12月22日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において、「地方創生の一層の推進に当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）の主流化を図り、SDGs達成に向けた観点を取り入れ、経済、社会、環境の統合的向上等の要素を最大限反映する」とされています。

資金の流れ

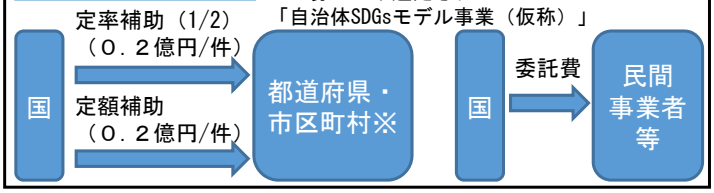

事業イメージ・具体例

○SDGsの理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的な取組を支援します。

○また、地方創生に資する地方公共団体によるSDGsの達成に向けた取組を、国際会議の開催等を通じて普及展開を図り、広く国内に浸透させるとともに、海外の都市等との知的ネットワークを構築します。

期待される効果

地方公共団体によるSDGsの達成に向けたモデル的な先進事例の創出と普及展開活動を通じ、SDGsを地方公共団体業務に広く浸透させて、地方創生の深化につなげます。

地方創生における自治体SDGs推進の意義

地方創生の目標

人口減少と地域経済縮小の克服　／　まち･ひと･しごとの創生と好循環の確立

人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域の活性化が実現

相乗効果：政策推進の全体最適化・地域課題解決の加速化

「経済」、「社会」、「環境」の三側面を統合する施策推進

コミュニティ再生	少子高齢化	教育	雇用対策
人材活用	人口減少	環境対策	防災

自治体SDGsの推進

◆地域課題の見える化

◆体制づくり
- ✓自治体内部の執行体制の整備
- ✓ステークホルダーとの更なる連携

◆自治体の各種計画の策定・改定
- ✓計画にSDGsの要素を反映し、進捗を管理するガバナンス手法を確立

◆課題に応じた地域間の広域連携

地方創生成功モデルの国内における水平展開・国外への情報発信

自治体SDGsモデル事業について

モデル事業とは

SDGsの理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的な取組であって、多様なステークホルダーとの連携を通し、地域における自律的好循環が見込める事業を指す。

＜事業イメージ＞

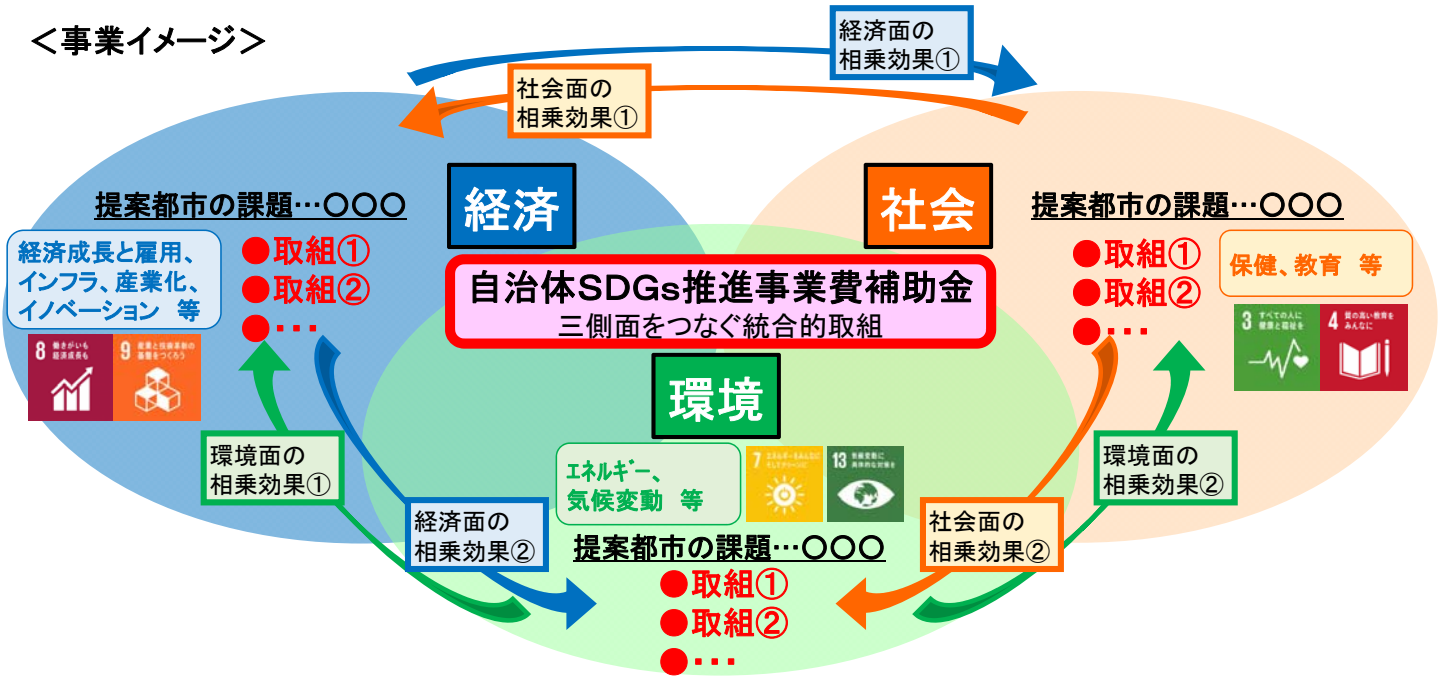

SDGsのゴールについては、提案都市の課題に応じて選択

資金的支援、スケジュール等について

資金的支援について

〇モデル事業は10件程度を選定し、1件あたりの補助額は4,000万円とする。
〇「SDGs未来都市」に選定された都道府県及び市区町村においては、地方創生推進交付金についても、申請事業数の上限の枠外（追加1事業まで）とすることを予定。

自治体SDGs推進事業費補助金

内訳	単位：万円	備考
機械装置調達 システム開発導入 人材育成　等	2,000	定率補助 （1/2）
全体マネジメント 計画策定 普及啓発　等	2,000	定額補助
小　計／件	4,000	
合　計（計10件）	4億円	

資金の流れ

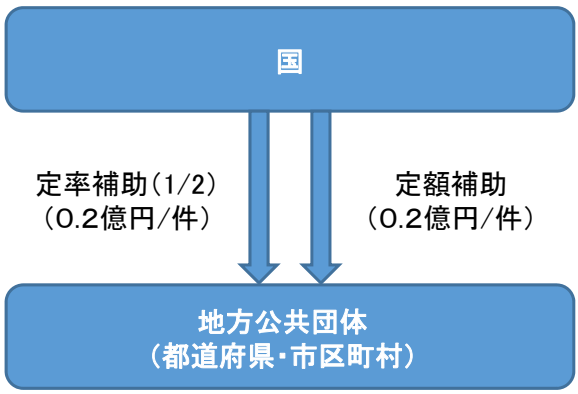

募集スケジュール（予定）

平成30年2月～3月　公募開始
平成30年5月～6月　「SDGs未来都市」及びモデル事業の選定

自治体SDGs推進関係省庁タスクフォースによる省庁横断的な支援

主な取組

都市選定段階

○基準作りへの参画

○応募案件の書面評価、ヒアリングへの参画

計画策定段階

○選定都市の事業計画策定への支援

○各省庁支援施策活用等の助言

事業実施段階

○各省庁支援施策を選定都市に集中投入

○取組状況フォローアップの評価基準作りへの参画

◆「SDGs未来都市」において活用が見込まれる支援施策（例）

所管省庁	補助事業名
内閣府	地方創生推進交付金
国土交通省	社会資本整備総合交付金
環境省	再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業

（参考）地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進

◆まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版（H29.12.22閣議決定）（抜粋）

○2030年を期限とする17の開発目標である持続可能な開発目標(SDGs)※の推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取組を推進することが重要。
○地方創生の一層の推進に当たっては、SDGsの主流化を図り、SDGs達成に向けた観点を取り入れ、経済、社会、環境の統合的向上等の要素を最大限反映する。
○全国の地方公共団体等による地域における自律的好循環、持続可能なまちづくりを目指した取組を推進することで、政策推進の全体最適化、地域課題解決の加速化等の相乗効果を創出し、地方創生の更なる実現につなげる。

(1)地方公共団体に対する普及促進活動の展開

○ 地方公共団体及びステークホルダー等へのSDGsに対する理解促進
○ 地方公共団体によるSDGsの達成に向けた先進的な取組の紹介等による普及啓発
○ 国内外のSDGsに関わる様々な取組を行う都市・地域及びステークホルダーが、知の交流を行い、その成果を利用し合うための取組を展開

2020年 KPI（成果目標）
都道府県及び市区町村におけるSDGsの達成に向けた取組割合：**30 %**
（2017年10月13日時点の取組割合（1%））

(2)地方公共団体によるSDGs達成のモデル事例の形成

○ 地方公共団体によるSDGsの達成に向けた取組を公募し、都市・地域を選定
○ 経済・社会・環境の三側面における新しい価値を通して持続可能な開発を実現する先導的なモデル事業を選定し、資金的支援
○ さらに取組が一層円滑に進められるよう、関係府省庁による「自治体SDGs推進関係省庁タスクフォース(仮称)」により支援
○ 取組の裾野拡大を図るため、モデル事業を行う都市・地域に対して、普及啓発のための事業を支援

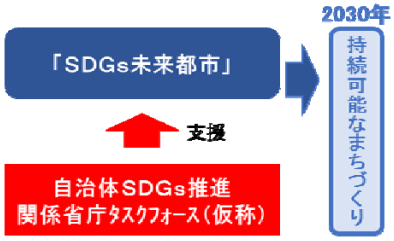

※Sustainable Development Goalsの略。2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。また、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日第2回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）において、政府全体及び関係府省庁における各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGsを主流化することとされている。

参考資料（目次）

Ⅰ　地方創生の取組

Ⅱ　「環境未来都市」構想の取組、成果

Ⅲ　持続可能な開発目標（SDGs）について

Ⅵ　地方創生に向けた自治体SDGsの推進について

Ⅴ　むすび

Ⅰ　地方創生の取組

地方創生の必要性

人口減少社会が経済社会に与える影響

○ 社会保障などの持続可能性が困難に
- 働き手一人当たりの負担が増加し、勤労意欲にマイナスの影響

○ 中山間地域等の活力低下

○ 首都圏は、当面高齢者が急増
- 医療・介護の確保
- 若者雇用者の首都圏への吸収

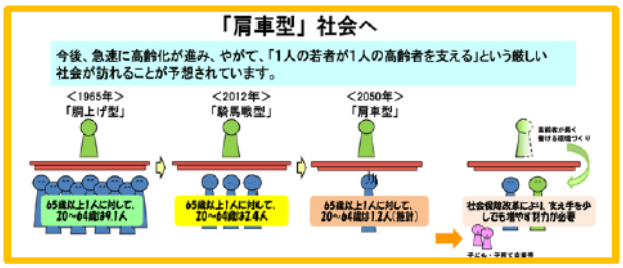

2010→40年東京周辺の75歳以上人口増減率

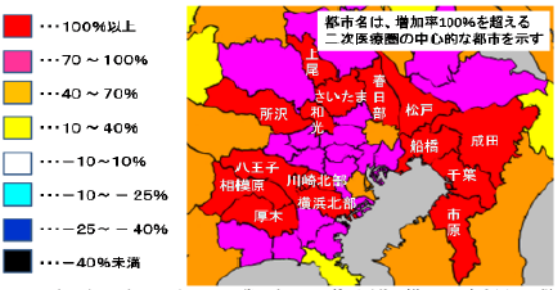

2010年から40年にかけての75歳以上人口の伸びが特に激しい、東京周辺の様子を示す。千葉県西部、埼玉県東部・中央部、神奈川県北部は、2010年から40年にかけて、75歳以上人口が100%以上増加する。

◇このままでは、地方の多くが消滅し、いずれ日本全体が衰退するおそれ

『人口減少』を克服し、地方の創生、日本の創生を目指す

日本の出生数・出生率推移　日本の将来人口動向

- 出生数・出生率は、1970年代半ばから長期的に減少傾向。
- 合計特殊出生率は、人口置換水準（人口規模が維持される水準）の2.07を下回る状態が、1975年以降、約40年間続いている。

出生数及び合計特殊出生率の年次推移
（昭和22～平成28年）

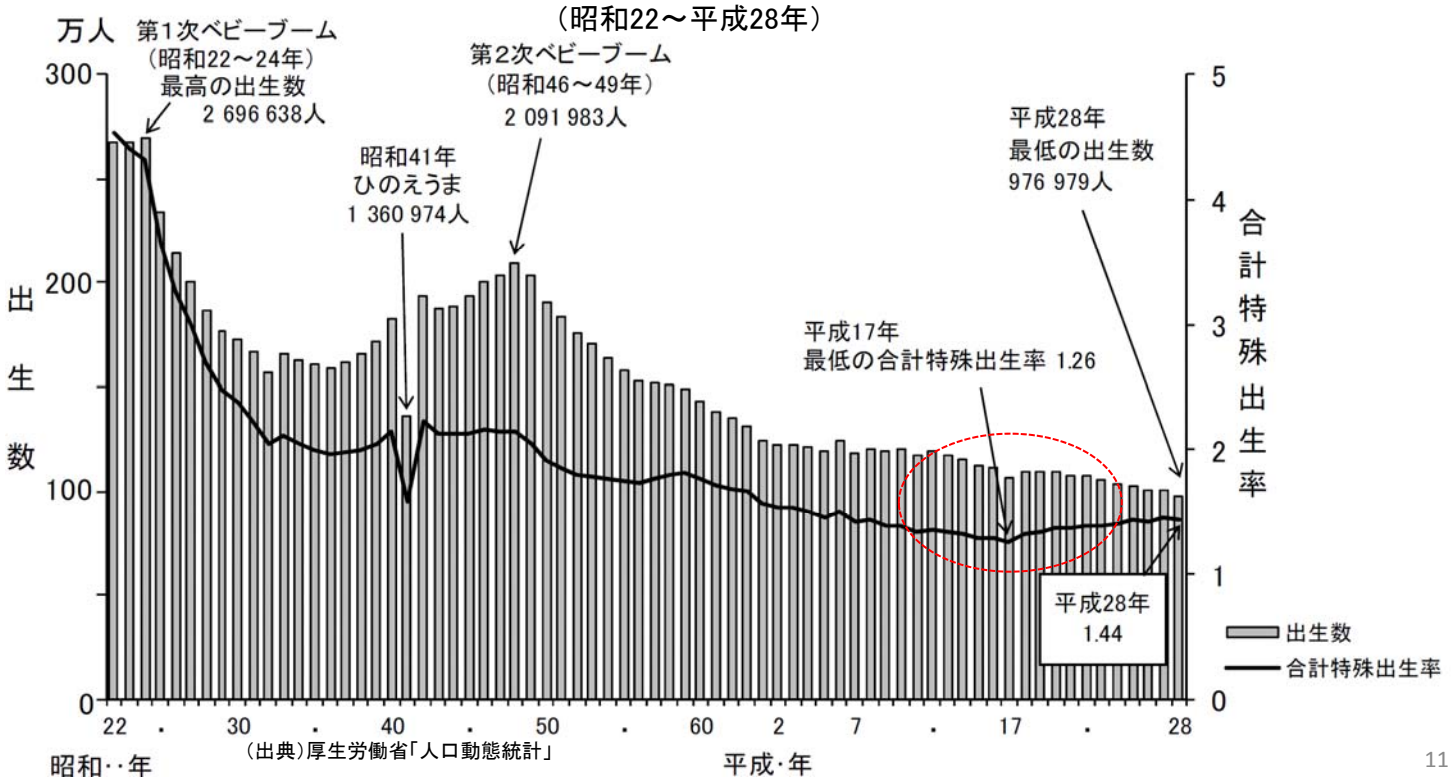

（出典）厚生労働省「人口動態統計」

ライフステージに応じた地方創生の充実・強化

2017年度（総合戦略の中間年）のKPIの総点検を踏まえて、地方・東京圏の転出入均衡という基本目標をはじめとする各基本目標の達成を目指して、ライフステージに応じた地方創生の充実・強化に取り組む。

2014・2015　スタートアップ
- ◎国の総合戦略策定
- ◎地方版総合戦略策定

2016　2年目
- ◎地方創生版三本の矢創設
- 情報支援、人材支援、財政支援

2017　中間年
- ◎地方創生の新展開とＫＰＩの総点検
- 地方大学等有識者会議
- KPIの検証・改善

2018　4年目
- ◎ライフステージに応じた地方創生の充実・強化
- キラリと光る地方大学づくり
- 企業の本社機能の移転促進
- 空き店舗等遊休資産の活用
- 民間主体のまちづくり活動の推進（BID制度等）
- 地方生活の魅力の発信・体験　等

2019　5年目
- 第１期総合戦略総仕上げ
- ５か年の総点検を経て第２期総合戦略へ

◎各基本目標等の主なＫＰＩ（２０２０年目標）の進捗状況

＜基本目標①＞地方に「しごと」をつくる
- 若者雇用創出数（地方）：５年間で30万人
  - ➡18.4万人創出（2016年度推計）
- 女性（25～44歳）の就業率：77%
  - 69.5%（2013年）
  - ➡72.7%（2016年）

＜基本目標②＞地方への新しい「ひと」の流れをつくる
- 地方・東京圏の転出入均衡
  - 東京圏への年間転入超過
  - 10万人（2013年）
  - ➡ 12万人（2016年）

＜基本目標③＞結婚・子育ての希望実現
- 第１子出産前後の女性継続就業率：55%
  - 38.0%（2010年）
  - ➡53.1%（2015年）
- 週労働時間60時間以上の雇用者割合：５%に低減
  - 8.8%（2013年）
  - ➡7.7%（2016年）

＜基本目標④＞「まち」をつくる
- 立地適正化計画作成市町村数：300都市（150都市から変更）
  - 4都市（2016年9月末）
  - ➡112都市（2017年7月末）
- 「小さな拠点」等の地域運営組織形成数：５千団体（３千団体から変更）
  - 1,656団体（2014年）
  - ➡3,071団体（2016年）

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略（2017 改訂版）」の全体像（詳細版）

※平成26年12月27日閣議決定平成29年12月22日改訂

長期ビジョン

中長期展望（2060年を視野）

Ⅰ.人口減少問題の克服
◎2060年に1億人程度の人口を維持

◆人口減少の歯止め
・国民の希望が実現した場合の出生率（国民希望出生率）＝1.8

◆「東京一極集中」の是正

Ⅱ.成長力の確保
◎2050年代に実質GDP成長率1.5～2%程度維持（人口安定化、生産性向上が実現した場合）

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）（～2019年度）

生産性革命や人づくり革命の土台となる地方創生の大胆な推進－ライフステージに応じた政策メニューの充実・強化－

基本目標（成果指標、2020年）	主要施策とKPI	主な施策
① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする ◆若者雇用創出数（地方）2020年までの5年間で30万人　現状：18.4万人 ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合 2020年までに全ての世代と同水準 15～34歳の割合：94.3%（2016年）全ての世代の割合：94.5%（2016年） ◆女性の就業率　2020年までに77%：72.7%（2016年）	○地域の中核企業、中核企業候補支援 ・3年間で2,000社支援（地域未来投資促進法の活用等） ・地域中核企業候補等の先導的プロジェクトを5年間で1,000支援し、平均売上高を5年間で3倍（60億円） ○観光業を強化する地域における連携体制の構築 ・訪日外国人旅行消費額8兆円：3兆7,476億円（2016年） ・世界水準のDMOの形成数100 ○農林水産業の成長産業化 ・6次産業化市場10兆円：5.5兆円（2015年度） ・農林水産物等輸出額 1兆円：7,502億円（2016年）	①生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 ・地域の技の国際化、地域の魅力のブランド化、地域のしごとの高度化 ・創業支援・起業家教育、事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等 ・地域経済牽引事業の促進、近未来技術の実装、生活産業の実装等 ②観光業を強化する地域における連携体制の構築 ・DMOを核とする観光地域づくり・ブランディングの推進、受入環境整備 ・多様な地域資源（文化、スポーツ、産業遺産等）を活用したコンテンツづくり ③農林水産業の成長産業化 ・輸出プロモーション・ブランディング戦略の立案・実行、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律による雇用と所得の創出 ④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策 ・「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活用促進等
② 地方への新しいひとの流れをつくる ◆地方・東京圏の転出入均衡（2020年）東京圏への転入超過数：12万人（2016年） ・東京圏→地方転出　4万人増 ：1万人減（2016年） ・地方→東京圏転入　6万人減 ：1万人増（2016年）	○企業の地方拠点機能強化 ・雇用者数4万人増加　：11,560人※ ※地域再生計画（H29.11）に記載された目標値 ○地方における若者の修学・就業の促進 ・自道府県大学進学者割合平均36%：32.7%（2017年度） ○地方移住の推進 ・年間移住あっせん件数 11,000件 ：約6,800件（2016年度）	①政府関係機関の地方移転 ・文化庁等の中央省庁等の地方移転の推進、サテライトオフィスの充実 ②企業の地方拠点強化等 ・本社機能の移転や地方での拡充を行う事業者に対する支援措置の一層の推進等 ③地方創生に資する大学改革等 ・日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」、東京23区における大学の定員抑制、地方と東京圏の大学生の対流促進等 ④地域における魅力あるしごとづくりの推進等 ・起業・創業の促進、東京に本社を持つ大企業等による地方での雇用機会の創出、地方創生インターンシップの推進、奨学金返還支援制度の全国展開等 ⑤子供の農山漁村体験の充実 ・教員の負担軽減、受入れ農家の確保等の課題、送り手側と受入れ側のマッチングの仕組み等について調査・分析を進め、支援策の充実強化を検討 ⑥地方移住の推進 ・移住・定住施策の好事例の横展開、農泊、「生涯活躍のまち」の推進 ・これまでにない地方生活の魅力の発信、UIJターン対策の抜本的な強化
③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合40%以上 ：42.6%（2017年2月暫定値） ◆第1子出産前後の女性継続就業率55%：53.1%（2015年） ◆夫婦子ども数予定（2.12）実績指標95%：93%（2015年）	○少子化対策における「地域アプローチ」の推進 ・週労働時間60時間以上の雇用者割合を5%に低減 ：7.7%（2016年） ○若い世代の経済的安定 ・若者の就業率79%に向上　：77.7%（2016年） ○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援 ・支援ニーズの高い妊産婦への支援実施100% ：86.4%（2015年度）	①少子化対策における「地域アプローチ」の推進 ・「地域働き方改革会議」における取組の支援、先駆的・優良な取組の横展開 ②若い世代の経済的安定 ・新卒者等への就職支援、フリーター等の正社員化支援 ③出産・子育て支援 ・幼児教育の無償化、待機児童の解消
④ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する ◆立地適正化計画を作成する市町村数300市町村：112都市（2017年7月） ◆都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数の占める割合が増加している市町村数　100市町村 ◆居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数　100市町村	○「連携中枢都市圏」の形成 ・連携中枢都市圏 30圏域：23圏域（2017年10月） ○「小さな拠点」の形成 ・「小さな拠点」1,000か所：908か所（2017年度） ・地域運営組織 5,000団体：3,071団体（2016年度） ○大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応 ・建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100戸以上）における、高齢者世帯等の支援に資する施設の併設率：2016年度～2025年度の期間内に建替え等が行われる団体のおおむね9割：84.4%（2016年度）	①まちづくり・地域連携 ・連携中枢都市圏の形成、定住自立圏の形成の促進 ・BID制度を含むエリアマネジメントの推進 ・都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進 ・地方都市における「稼げるまちづくり」の推進（空き店舗活用等による商店街の活性化） ②「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持） ・地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成及び取組の推進 ③大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化 ・公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設による団地やその周辺地域における高齢者の地域包括ケアの拠点の形成等の推進 ④地方公共団体の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進 ・地方公共団体に対する普及促進活動の展開、SDGs達成のためのモデル事例の形成

【地方創生版・三本の矢】　**情報支援**（RESAS）、**人材支援**（地方創生カレッジ、地方創生コンシェルジュ、地方創生人材支援制度）、**財政支援**（地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、まち・ひと・しごと創生事業費）

国・地方一体となった地域活性化の取組

地方創生の推進による地域活性化

- ◎地方創生
- ◎地域再生

規制改革を軸に据えた地域活性化

- ◎国家戦略特区
- ◎構造改革特区
- ◎総合特区

都市機能の増進による地域活性化

- ◎都市再生
- ◎中心市街地活性化

その他の特定政策課題への対応

- ◎地域活性化プラットフォーム
- ◎稼働中産業遺産等世界遺産登録

「環境未来都市」構想

◎環境未来都市 （11都市、選定：H23.12）（閣議決定：H22.6）
◎環境モデル都市（23都市、最終選定：H26.3）
（首相施政方針：H20.1、本部決定H25.3 ）

【支援策】 ・取組評価、公表 ・有識者による現地支援

Ⅱ 「環境未来都市」構想の取組、成果

「 環境未来都市 」構想とは

「環境未来都市」構想イメージ

「環境未来都市」構想は、21世紀の世界共通の環境や高齢化の課題の解決に向けて、世界に比類ない成功事例を創出し、それらを国内外に普及展開することを通じて、需要拡大、雇用創出、国際課題解決力の強化を図ることを目指している。

そのために、本構想では実践の場を作り出し、個別の都市・地域の多様性や独自性を重視して、地域の課題解決力の強化を促している。これにより、地球規模での環境問題や我が国が直面する人口減少・超高齢化という構造的な課題に対して、地域資源を活かして環境価値、社会的価値、経済的価値という3つの価値を創造しながら、自律的に発展していく多様な都市・地域モデルを創出するものである。

こうした都市・地域活性化の多様な成功事例の普及展開を通して、地方創生を推進し、日本の未来を拓く。

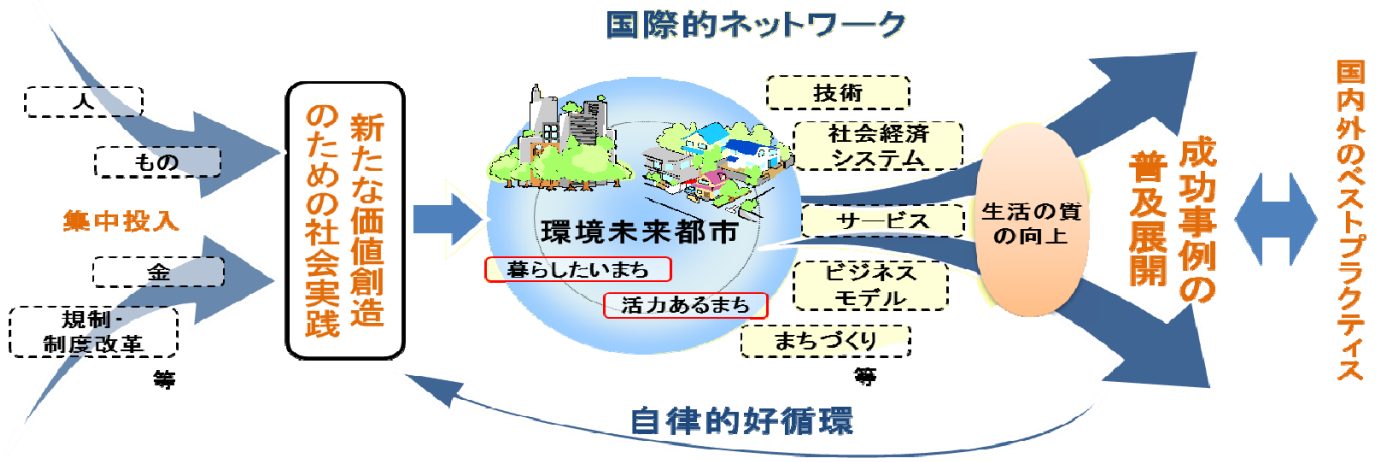

「環境未来都市」構想の背景・意義

21世紀は都市の時代

2050年には人口の7割が都市に居住

持続可能な都市の実現は、人類共通の課題

日本が世界に先んじて直面する課題

✓ **少子・高齢化**

人口減少　1.3億人(2004年)→0.95億人(2050年)

高齢化率　23%(2009年)→40%(2050年)

✓ **環境・エネルギー制約**

原発事故による深刻なエネルギー制約

地球温暖化対策

求められる取組

・都市を軸とした新たな社会経済システムの実現

⇒　地域社会の活性化

・世界に先駆け人類共通の課題に取組み

⇒　世界に貢献

「環境未来都市」構想が目指す都市像

環境未来都市・環境モデル都市

【環境未来都市】
○ 環境と超高齢化対応を必須のテーマとし、これに地域の独自のテーマを追加して取組を推進

【環境モデル都市】
○「環境未来都市」構想の基盤を支える低炭素都市
○ 地域資源を最大限に活用し、低炭素化と持続的発展を両立する多様な地域モデル

※協議会構成員でなくても、環境モデル都市への応募は可能

選定された環境未来都市・モデル都市

【 環境モデル都市 】

【平成20年度選定都市】		【平成24年度選定都市】	【平成25年度選定都市】
1 下川町 （北海道）	16 京都市 （京都府）	21 新潟市 （新潟県）	28 ニセコ町 （北海道）
12 帯広市 （北海道）	17 堺市 （大阪府）	22 つくば市 （茨城県）	29 生駒市 （奈良県）
13 千代田区 （東京都）	18 梼原町 （高知県）	23 御嵩町 （岐阜県）	30 小国町 （熊本県）
3 横浜市 （神奈川県）	5 北九州市 （福岡県）	24 尼崎市 （兵庫県）	
14 飯田市 （長野県）	19 水俣市 （熊本県）	25 神戸市 （兵庫県）	
4 富山市 （富山県）	20 宮古島市 （沖縄県）	26 西粟倉村 （岡山県）	
15 豊田市 （愛知県）		27 松山市 （愛媛県）	

【 環境未来都市 】

【平成23年度選定都市】

1 下川町	（北海道）
2 柏市	（千葉県）
3 横浜市	（神奈川県）
4 富山市	（富山県）
5 北九州市	（福岡県）
6 気仙広域	（岩手県）
7 釜石市	（岩手県）
8 岩沼市	（宮城県）
9 東松島市	（宮城県）
10 南相馬市	（福島県）
11 新地町	（福島県）

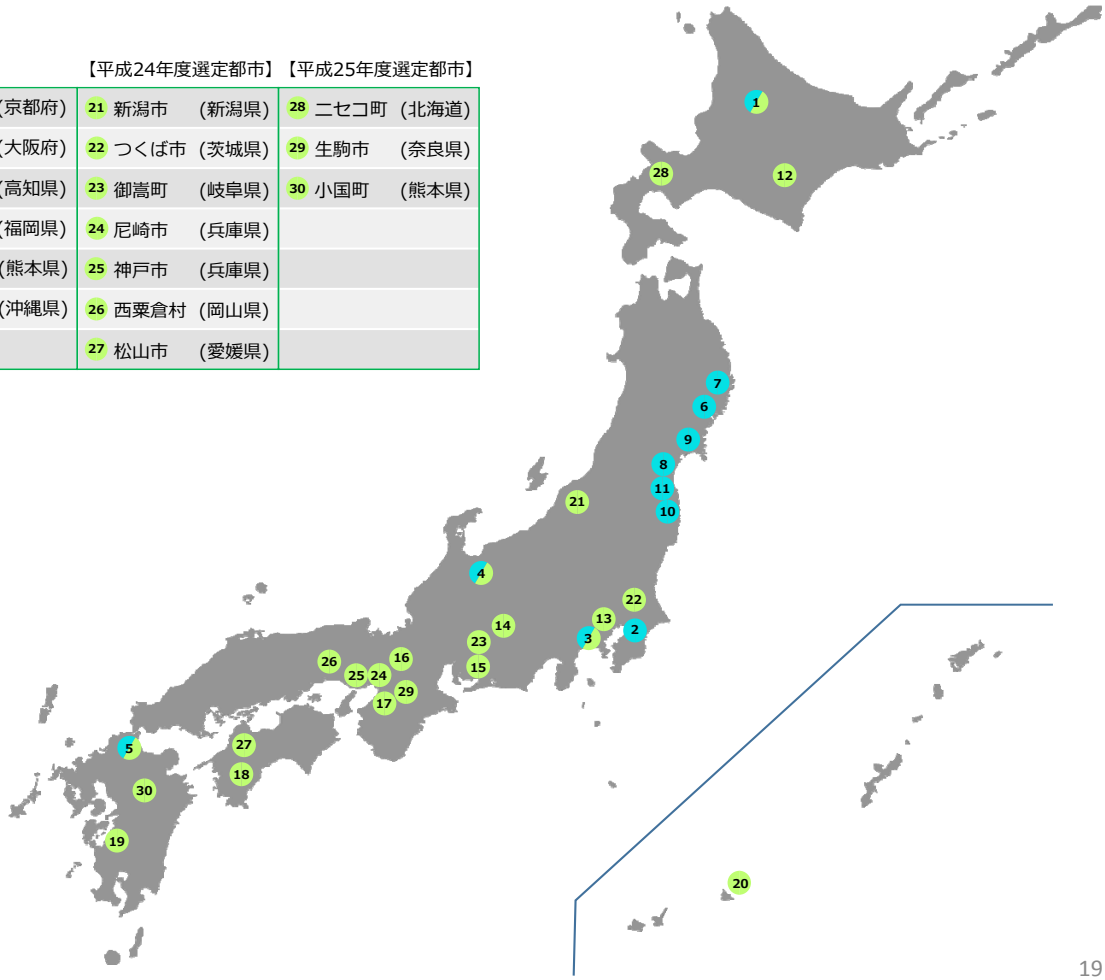

「環境未来都市」構想の成果

○環境未来都市構想の成果

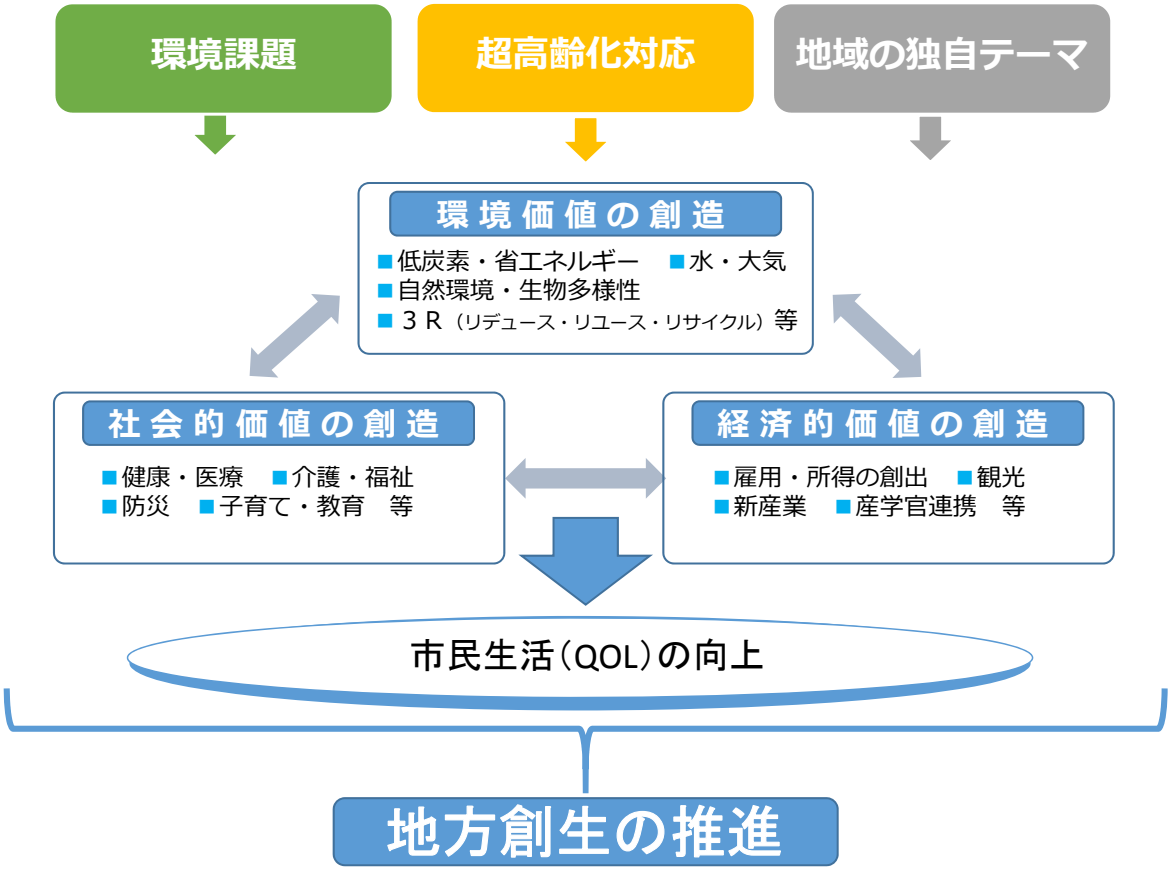

Ⅲ　持続可能な開発目標（SDGs）について

持続可能な開発目標（SDGs）とは

前身：ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）

- 2001年に国連で策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したもの。
- 発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定。（①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯）

✓ MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。
- ○ 極度の貧困半減（目標①）やHIV・マラリア対策（同⑥）等を達成。
- × 乳幼児や妊産婦の死亡率削減（同④、⑤）は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ。

✓ また、15年間で国際的な環境も大きく変化し、新たな課題が浮上。
- ・ 環境問題や気候変動の深刻化、国内や国際間の格差拡大、民間企業やNGOの役割の拡大など。

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）

- 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。（2030アジェンダの採択）
- 先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定。（詳細：次頁。17の目標の下に、更に細分化された169のターゲットあり。）
- 「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し（＝人間の安全保障の理念を反映）、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組む。
- 全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視。

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

ロゴ：国連広報センター作成

日本自身の課題に関係が深い目標の例　⇒実施には、多くの国内省庁が関係。

●成長・雇用　●クリーンエネルギー　●イノベーション　●循環型社会（3R：Reduce Reuse Recycle 等）
●温暖化対策　●生物多様性の保全　●女性の活躍　●児童虐待の撲滅　●国際協力　等

SDGsの17の目標

目標　1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標　2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標　3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標　4（教育）	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標　5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う。
目標　6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標　7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標　8（経済成長と雇用）	包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する。
目標　9（インフラ、産業化、イノベーション）	レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。
目標10（不平等）	各国内および各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。
目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段の強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

我が国におけるSDGsに係わる動向

（1）SDGsの議論や交渉への積極的貢献

- 国際社会の議論が本格化する前から、対話の機会等を通じて積極的に貢献。
  - ✓ 政策対話の主催（2011年～2013年）、国連総会でのサイドイベント開催（2013年には安倍総理と岸田大臣出席）等。
- SDGsの交渉過程でも、人間の安全保障の理念の下で積極的に貢献。
  我が国の重視する開発課題を盛り込んだ。（質の高いインフラ、保健、女性、教育、防災等）

（2019年9月，持続可能な開発に関する国連首脳級ハイレベル政治フォーラムを開催予定。）

（2）SDGs推進本部の設置と実施指針の策定

- SDGsが採択された国連サミットにおいて、安倍総理から、SDGsの実施に最大限取り組む旨を表明。
- 国内実施と国際協力の両面で率先して取り組むため、SDGs推進本部を設置し，関係省庁が連携し、政府一体で取り組む体制を構築。
  （次回のSDGs推進本部会合は本年12月に開催予定。）
- 広範な関係者(行政、NGO・NPO、有識者、民間セクター、国際機関各種団体等）が集まり意見交換を行う「円卓会議」を設置。

【これまでの主なプロセス】

（2016年）

5月20日	総理を本部長、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置。 第1回会合において「SDGs実施指針」の策定に向けた総理指示。
9月及び11月	円卓会議を開催。
12月22日	第2回SDGs推進本部会合を開催し，実施指針を決定。

（2017年）

5月25日	円卓会議を開催。ハイレベル政治フォーラム（HLPF）での発表やSDGsの地方展開について意見交換。
6月9日	第3回SDGs推進本部会合を開催。企業や団体等の先駆的な取組を表彰する「ジャパンSDGsアワード」の創設を決定。

持続可能な開発目標（SDGs）実施指針
（外務省HP参照）

持続可能な開発目標（SDGs）実施指針の概要

●ビジョン：「持続可能で強靭、そして誰一人残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」

●実施原則：①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任

●フォローアップ：2019年までを目処に最初のフォローアップを実施。

【8つの優先課題と具体的施策】

①あらゆる人々の活躍の推進

■一億総活躍社会の実現 ■女性活躍の推進 ■子供の貧困対策 ■障害者の自立と社会参加支援 ■教育の充実

②健康・長寿の達成

■薬剤耐性対策 ■途上国の感染症対策や保健システム強化、公衆衛生危機への対応 ■アジアの高齢化への対応

③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション

■有望市場の創出 ■農山漁村の振興 ■生産性の向上 ■科学技術イノベーション ■持続可能な都市

④持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備

■国土強靭化の推進・防災 ■水資源開発・水循環の取組 ■質の高いインフラ投資の推進

⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会

■省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進 ■気候変動対策 ■循環型社会の構築

⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全

■環境汚染への対応 ■生物多様性の保全 ■持続可能な森林・海洋・陸上資源

⑦平和と安全・安心社会の実現

■組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進 ■平和構築・復興支援 ■法の支配の促進

⑧SDGs実施推進の体制と手段

■マルチステークホルダーパートナーシップ ■国際協力におけるSDGsの主流化 ■途上国のSDGs実施体制支援

外務大臣の国連持続可能な開発のための ハイレベル政治フォーラム（HLPF）等への出席

（写真・資料は外務省提供）

1　自発的国家レビュー

（1）国連経済社会理事会の下で毎年開催される閣僚級の会議であるHLPF「自発的レビュー」セッションに出席（日本を含む43カ国が参加）。英語にてプレゼンテーションを行った（2019年には首脳級会合）。

（2）その中で，「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現に向けた日本の取組をアピール。また，日本の進める官民パートナーシップ（*Public Private Action for Partnership: PPAP*）を紹介するとともに，次世代に焦点を当てた施策を重視する姿勢を発信。特に，子ども・若年層に焦点を当てて，教育，保健，防災，ジェンダー分野等を中心に2018年までに10億ドル規模の支援を実施する旨発表。

2　サイドイベント

インド政府，タイ政府，マレーシア政府およびUNDPと共催するサイドイベントを開催。岸田大臣は，閣僚セッションに，ドーン・タイ外務大臣およびシュタイナーUNDP総裁と共に出席。サイドイベントに参加した日本企業（損保ジャパン日本興亜および日本フードエコロジーセンター）の取組に言及しつつ，国を跨いだ形でのパートナーシップとアジア地域における経験の共有の重要性について訴えた。

3　レセプション

日本政府主催のレセプションを開催し，ピコ太郎氏や日本企業，市民社会の参加も得て，持続可能な開発のための官民パートナーシップを更に拡大・強化する機会とした。

⇒国際的にも高い評価。日本の得意分野として今後も日本のリーダーシップが期待される。

経済界におけるSDGs推進の事例

企業行動憲章の改訂
（2017年11月8日）

企業行動憲章の主な改定ポイントと 関連するSDGsの目標の例

サブタイトルを「持続可能な社会の実現のために」へ変更

イノベーションを発揮して、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図ることを新たに追加（第1条）

人権の尊重を新たに追加（第4条）

働き方の改革の実現に向けて表現を追加（第6条）

多様化・複雑化する脅威に対する危機管理に対応（第9条）

自社・グループ企業に加え、サプライチェーンにも行動変革を促す（第10条）

そのほか、実行の手引きにおいて、SDGsの達成に資するアクション・プランの例やコラムを追加

【出典】一般社団法人日本経済団体連合会のHPより（2017年11月8日）

企業行動憲章
— 持続可能な社会の実現のために —

一般社団法人 日本経済団体連合会
1991年9月14日 制定
2017年11月8日 第5回改定

企業は、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う。そのため企業は、国の内外において次の10原則に基づき、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。

（持続可能な経済成長と社会的課題の解決）
1．イノベーションを通じて社会に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図る。

（公正な事業慣行）
2．公正かつ自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行う。また、政治、行政との健全な関係を保つ。

（公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的対話）
3．企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、企業をとりまく幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の向上を図る。

（人権の尊重）
4．すべての人々の人権を尊重する経営を行う。

（消費者・顧客との信頼関係）
5．消費者・顧客に対して、商品・サービスに関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得する。

（働き方の改革、職場環境の充実）
6．従業員の能力を高め、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を整備する。

（環境問題への取り組み）
7．環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。

（社会参画と発展への貢献）
8．「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

（危機管理の徹底）
9．市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底する。

（経営トップの役割と本憲章の徹底）
10．経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効あるガバナンスを構築して社内、グループ企業に周知徹底を図る。あわせてサプライチェーンにも本憲章の精神に基づく行動を促す。また、本憲章の精神に反し社会からの信頼を失うような事態が発生した時には、経営トップが率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たす。

教育・環境分野におけるSDGs推進の事例

●中学校学習指導要領解説（社会編）（平成29年6月発表）にSDGsを明記 （P151）

「誰一人取り残さない」との理念の下、自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなどに関わる17のゴール（目標）・169のターゲットからなる持続可能な開発目標（SDGs）を設定し、持続可能な開発のための取組を各国の国家主権を前提に進めている国際連合をはじめとする国際機構の役割が大切になってきている現状を理解できるようにする。

●第5次環境基本計画中間取りまとめ（平成29年8月発表）にSDGsの考え方の活用を明記（P12）

第2章「目指すべき持続可能な社会の姿、現下の状況を踏まえた環境政策の課題、今後の環境政策の展開の基本的な考え方」における記載。

SDGsの実現は、地域の課題解決にも直結するものであると考えられる。地域に着目し、地方公共団体を始めとする地域の視点を取り入れ、SDGsの考え方を活用して地域における各種計画の改善に資するようなものにすることが必要である。

Ⅵ　地方創生に向けた自治体SDGsの推進について

2030アジェンダ及びSDGs実施指針における自治体の位置づけ

2030アジェンダ：2015年9月の国連サミットで全会一致で採択

⇒自治体はSDGs実施における不可欠な主体でありパートナー

◆政府と公共団体は、**地方政府**、地域組織、国際機関、学究組織、慈善団体、ボランティア団体、その他の団体と密接に実施に取り組む。

◆我々の旅路は、政府、国会、国連システム、国際機関、**地方政府**、先住民、市民社会、ビジネス・民間セクター、科学者・学会、そしてすべての人々を取り込んでいくものである。

SDGs実施指針：第2回SDGs推進本部会合で決定（2016年12月22日）

（「5　実施に向けた体制」より抜粋）

◆SDGsを全国的に実施するためには、広く**全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダー**による積極的な取組を推進することが不可欠である。この観点から、各地方自治体に、**各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励**しつつ、関係府省庁の施策等も通じ、関係するステークホルダーとの連携の強化等、SDGs達成に向けた取組を促進する。

SDGs推進本部会合（第3回）：地方自治体との連携に関する議論

【総理発言（抜粋）】

「持続可能な開発目標、すなわちSDGsは、先進国、途上国全てが責任を持つ重要な取組です。日本は人間の安全保障の考え方に立ち、誰一人置き去りにすることなく、一人一人が持てる能力を発揮できる社会の実現に向けて、リーダーシップを発揮してまいります。
7月の国連での報告や9月の国連総会も見据え、私から、次の3点につき改めて指示します。
～中略～
第二に、地方でのSDGsの推進です。これは正に地方創生の実現にも資するものです。関係閣僚が連携して、SDGs達成に向けた地方の取組を促進する施策を検討、実施していくようお願いします。

平成29年6月9日開催（於総理官邸）

【山本内閣府地方創生担当大臣発言】

SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体による地域のステークホルダーと連携した積極的な取組の推進が必要不可欠であります。
このため、「環境未来都市」構想をさらに発展させ、地方自治体におけるSDGs達成のための施策を策定し、これを積極的に推進することにより、地方創生のさらなる実現につなげてまいります。

SDGs推進本部会合（第4回）：地方自治体との連携に関する議論

【総理発言（抜粋）】

我が国は、SDGsの推進を通じて、創業や雇用の創出を実現し、少子高齢化やグローバル化の中で実現できる「豊かで活力ある未来像」を、世界に先駆けて示してまいります。
そのため、日本ならではの「SDGsモデル」を構築することとし、第2回会合で決定した『SDGs実施指針』における8つの優先分野に総力を挙げて取り組む上で、この度、『SDGsアクションプラン2018』を策定しました。この『アクションプラン』では、日本の「SDGsモデル」を特色付ける大きな柱として、次の三つを掲げました。
～中略～
二つ目は、SDGsを原動力とした地方の創生です。新たに立ち上げた「自治体SDGsモデル事業」を、地方創生の関連支援策と総合的に運用することにより、関係省庁が一丸となって後押ししていきます。

平成29年12月26日開催（於総理官邸）

【梶山内閣府地方創生担当大臣発言】

自治体によるSDGsの達成に向け、SDGs未来都市及びモデル事業を選定し、資金的支援を行うとともに、省庁連携のタスクフォースにより強力に支援します。こうした成功事例を普及展開し、地方創生のさらなる実現につなげます。

SDGs実施のための短中期工程表

		【国際社会への発信】
2016年 5月	SDGs推進本部設置	G7伊勢志摩サミット SDGs採択後初のG7サミットとして 国内外の実施にコミット
12月	『SDGs実施指針』策定（次頁参照）	
2017年 7月	第1回自発的国家レビュー実施	国連ハイレベル政治フォーラム（閣僚級，7月，ニューヨーク）にて 日本の「自発的国家レビュー」を発表
12月	『SDGsアクションプラン2018』の公表，第1回「ジャパンSDGsアワード」の開催により，官民によるSDGsの主要な取組を発信	
2018年	『同アクションプラン』に基づいて 主要な取組を実施しつつ，更に具体化・拡充し，日本の「SDGsモデル」を構築	国連ハイレベル政治フォーラム（閣僚級，7月，ニューヨーク） 国連総会ハイレベル・ウィーク（9月，ニューヨーク）
2019年 夏	『SDGs実施指針』の第1回フォローアップ	国連ハイレベル政治フォーラム（首脳級，9月，ニューヨーク）
冬	『SDGs実施指針』改定	G20サミット・TICADの日本開催 東京オリンピック・パラリンピック大会
2020年以降	2030年までにSDGsを達成	2025年万博の招致

日本のSDGsモデルを世界に発信

1

持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合（第４回）の資料より
（首相官邸　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）推進本部HP参照）

SDGsの推進を通じて企業・地方・社会を変革し、経済成長を実現するとともに世界に展開

日本の「SDGsモデル」の方向性

少子高齢化や国際社会共通の課題への対応等，SDGs達成に向けて，日本の科学技術イノベーション力や情報のチカラ，そして「誰一人取り残さない」との信念の下，世界に率先して行動。そのため，SDGsに本気で取り組む日本の企業や地方を後押ししつつ，国内の隅々，そして世界へと取組を展開するための取組について，次回会合までに，更なる具体化と拡充を検討。SDGsが創出する市場・雇用を取り込みつつ，国内外のSDGsを同時に達成し，日本経済の持続的な成長につなげていく。

I. SDGsと連動する「Society 5.0」の推進

- SDGsが掲げる社会課題や潜在ニーズに効果的に対応すべく，破壊的イノベーションを通じた「Society 5.0」や，「生産性革命」を実現。
- 経団連「企業行動憲章」の改定を支持し，民間企業の取組を更に後押し。

民間企業への支援策等を年央までに検討。
- ベンチャー企業への支援を含む「SDGs経営推進イニシアティブ」や，投資促進の仕組み
- 「SDGsのための科学技術イノベーション」推進に関する国際ロードマップ　等

II. SDGsを原動力とした地方創生，強靭かつ環境に優しい魅力的なまちづくり

- 各地方のニーズや強みを活かしながらSDGsを推進し，地方創生や，強靭で環境に優しい魅力的なまちづくりを実現。

- 政府が一体となって，先進的モデルとなる自治体を支援しつつ，成功事例を普及展開。

「自治体SDGsモデル事業」を新規創設し，政府一体となった支援体制を構築。
東京オリンピック・パラリンピック開催準備や万博誘致を通じて，SDGsの認知度向上と実施を推進。

III. SDGsの担い手として 次世代・女性のエンパワーメント

- 発信力・創造力豊かな次世代や，SDGsの目標でもある女性をエンパワーメント。
- 国内では，「働き方改革」，「女性の活躍推進」，「人づくり革命」などを着実に実施。
- 国際協力では，「人間の安全保障」に基づき，保健，女性，教育，防災等への支援を推進。

SDGsを主導する次世代の育成を強化。
「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」の推進に向けて，今後約29億ドルを支援。

日本の「SDGsモデル」の具体化と，世界に発信・展開のための主要な取組の強化

2018年は，「日本SDGsモデル」の方向性を踏まえつつ，同モデルの具体化に向けて，『SDGs実施指針』の8分野に関する政府の主要な取組に注力する。これら取組も含め，官民のベストプラクティスを蓄積・共有し，得られた知見・技術を地球規模に展開することで，国内外におけるSDGs達成のためのより幅広い取組につなげていく。

①あらゆる人々の活躍の推進
- 働き方改革の着実な実施
- 女性の活躍推進
- 心，情報，交通の「バリアフリー」
- 次世代の教育振興
- 若者・子供，女性に対する国際協力

②健康・長寿の達成
- データヘルス改革の推進
- UHC推進のための国際協力
- 感染症対策の研究開発

等

③成長市場の創出，地域活性化，科学技術イノベーション
- 自治体SDGsモデル事業の実施
- 「Connected Industries」の推進
- 「i-Construction」の推進
- 農業人材力の強化

等

④持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備
- 「コンパクト＋ネットワーク」推進
- 「レジリエント防災・減災」の構築
- 防災に資する廃棄物処理・浄化槽等の整備
- 質の高いインフラ投資

等

⑤省エネ・再エネ，気候変動対策，循環型社会
- 東京オリンピック・パラリンピックに向けた持続可能性の配慮
- 再エネ・省エネの導入
- 循環型社会の構築
- 食品廃棄物・食品ロスの削減

等

⑥生物多様性，森林，海洋等の環境の保全
- 持続可能な農業の推進，林業の成長産業化
- 「国立公園満喫プロジェクト」推進
- 総合的海洋観測網の構築，海洋資源の持続的利用推進

等

⑦平和と安全・安心社会の実現
- 子供の不慮の事故，性被害の防止
- 再犯防止対策の推進
- 女性に対する暴力根絶
- 「法の支配」の促進に関する国際協力
- 平和のための能力構築

⑧SDGs実施推進の体制と手段

【政府一丸となった取組】
- 新たな経済政策パッケージを含む，政府の主要政策を通じて，政府一体となったSDGsの推進

【広報・啓発の推進】
- SDGsの認知度向上のための広報・啓発
- 「ジャパンSDGsアワード」の実施
- 2025年万博誘致を通じたSDGsの推進

【官民パートナーシップ】
- 環境・社会・ガバナンス（ESG）投資の推進
- 地域への未来投資を推進するための企業支援
- 開発途上国のSDGs達成に貢献する企業・地方の支援

＋ 民間企業への新たな支援策を検討

3

持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合（第４回）の資料より
（首相官邸　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）推進本部HP参照）

「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」 閣議決定（平成29年6月9日）

概要

わが国におけるSDGsの国内実施を促進するためには、民間事業者等による取組だけではなく、地方公共団体及びその地域で活躍するステークホルダーによるSDGs達成のための積極的な取組が必要不可欠である。加えてわが国では、今後のSDGsの実施段階においても、世界のロールモデルとなることを目指し、国内実施、国際協力の両面において、持続可能な開発のために取組むこととしており、環境未来都市及び環境モデル都市の先進的な取組実績等を活用して、これに貢献していく必要がある。このため、今後「環境未来都市」構想のさらなる発展に向けて、地方公共団体におけるSDGs達成に向けた取組を促進するための施策を検討し、方向性を取りまとめる。

具体的取組

◎地方公共団体に対する普及促進活動の展開

・国内外の都市の成功事例・知見の共有やネットワークの形成支援を目的に、引き続き、SDGsをテーマとした「環境未来都市」構想推進国際フォーラムを開催し、自律的で持続的な都市の実現を図る。

・SDGsに関する機運醸成を図るため、地方公共団体が主催するSDGs理解促進、普及啓発のためのフォーラム事業等に対して支援を行う。

◎地方公共団体によるSDGs達成のためのモデル事例の形成

・地方公共団体によるSDGs達成に向けた取組を促進するため、モデル的な取組を形成するための資金支援策を検討し、成案を得る。その際、他の模範となるような成功事例を形成することを目的に、有識者による継続的なフォローアップ支援も同時に検討し、成案を得る。

自治体SDGs推進のための有識者検討会①

概要

SDGsを全国的に実施するためには、地域における積極的な取組が不可欠であり、また地方自治体へ大きな期待が持たれています。このような中で、「環境未来都市」構想推進の取組手法及びその実績は、自治体がSDGsを推進する上で、大いに活用できるものと考える。

よって、本検討会では、「環境未来都市」構想の実績を踏まえ、地方創生における自治体SDGs達成のための取組を推進するに当たっての基本的考え方を取りまとめつつ、具体的な施策を提言する。

委員（敬称略・五十音順）

【座長】

村上　周三	一般財団法人建築環境・省エネルギー機構理事長

【委員】

秋山　弘子	東京大学高齢社会総合研究機構特任教授
浅見　泰司	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
蟹江　憲史	慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
小宮山　宏	株式会社三菱総合研究所理事長
城山　英明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
関　幸子	株式会社ローカルファースト研究所代表取締役
竹本　和彦	国連大学サステイナビリティ高等研究所所長
仲條　亮子	グーグル合同会社執行役員
藤田　壮	東京工業大学科学技術創成研究院特任教授・ 国立環境研究所社会環境システム研究センター長

自治体SDGs推進のための有識者検討会②

スケジュール

第1回　平成29年6月15日　検討会目的の確認、論点整理等
第2回　平成29年7月7日　基本コンセプト検討（制度、体制等）
第3回　平成29年7月27日　コンセプト中間とりまとめ（たたき台）
第4回　平成29年10月25日　コンセプトとりまとめ（案）
第5回　平成29年11月29日　コンセプトとりまとめ（案）

第一回検討会模様

「地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方」 コンセプト取りまとめ（案）の目次

Ⅰ　地方創生とSDGsに関する国内外の動向

Ⅱ　「環境未来都市」構想とSDGs
1. 「環境未来都市」構想のこれまでの成果と今後の課題
2. その成果は、自治体SDGs推進にどのように活用できるか

Ⅲ　地方創生における自治体SDGs推進の意義
1. 自治体としてSDGs推進に取り組む意義、メリットは何か
2. 住民や様々なステークホルダーから見て、自治体に期待する役割
3. 自治体がSDGs推進のために取り組むべき事項とは何か

Ⅳ　政府の役割
1. 政府は、SDGs推進における自治体の役割をどのように位置づけるべきか
2. 自治体SDGs推進における政府の役割は何か

Ⅴ　おわりに

※有識者検討会の資料（コンセプト取りまとめ含む）等は、以下の内閣府HPからご覧いただけます。
http://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs.html

SDGsに関する全国アンケート調査
地方創生に向けたSDGsを活かしたまちづくり

※第4回自治体SDGs推進のための有識者検討会（平成29年10月25日）の資料をもとに作成

【調査目的】 本調査は自治体におけるSDGsの認知度や取組度合いに関して調査し、今後の「自治体SDGs推進のための有識者検討会」において、地方創生に向けたSDGsの取組を全国の自治体で推進・活用して頂くための方法論等についての議論に活用する。

【調査項目】 自治体におけるSDGsの認知度や取組度合いについて

【調査対象】 合計1788の自治体（47都道府県、790市、745町、183村、23特別区）

【調査時期】 平成29年8月30日～10月13日

【回答数・率】 684の自治体（38．2%）※平成29年10月13日時点

【集計結果】 ※()内は実数

①SDGsの認知度	約46%(314)が認知している
②SDGsの関心度	約36%(244)が関心を持っている
③SDGsの取組状況	約35%(242)が取組を推進・検討している※
④地方創生に向けた自治体SDGs推進事業の活用意向	約40%(276)が取組を推進・検討している※

※推進予定、検討予定を含む

地方創生に向けた自治体SDGsに係る国際フォーラムの開催

内閣記者会・経済研究会に資料貼出

平成29年8月10日
内閣府地方創生推進室

第7回「環境未来都市」構想推進国際フォーラム
「地方創生に向けたSDGsの取組」の開催について

内閣府及び「環境未来都市」構想推進協議会は、第7回「環境未来都市」構想推進国際フォーラムを、下記のとおり開催いたします。

本フォーラムは、国内外の各都市や有識者に登壇いただき、世界共通の課題である環境問題・超高齢化の課題解決に向けて議論する国際会議です。

第7回目となる今回のテーマは「地方創生に向けたSDGsの取組　～環境未来都市の5年間の取組総括と国際化も視野に含めた今後の展開～」です。

これまでの「環境未来都市」構想の実績を踏まえ、地方創生における自治体SDGs達成のための取組を推進するに当たっての基本的考え方について、国内実施・国際連携の両面から議論し、方向性を得ることを目的として考えております。

記

1. 日　　程　平成29年10月4日（水）　9時30分～17時30分（予定）
2. 場　　所　柏の葉カンファレンスセンター（千葉県柏市）
3. 主　　催　内閣府・「環境未来都市」構想推進協議会
4. 後　　援　株式会社　日本経済新聞社
5. 概要・参加登録　プログラム概要については、以下のサイトでお知らせいたします。
一般参加登録についても、同サイトにより募集を行います。
（平成29年8月14日開始を予定。
定員になり次第、募集を締め切らせていただきます。）
http://adnet.nikkei.co.jp/e/171004/

※上記フォーラム開催、一般参加登録開始をご案内するものです。
※取材のご案内につきましては、別途開催日間近にお知らせいたします。

■問合せ先
内閣府地方創生推進室　髙橋・宮坂・鄭田
東京都千代田区永田町1-11-39　永田町合同庁舎7階
電話：03-5510-2175　FAX：03-3591-8801
E-mail：g.futurecity@cao.go.jp
URL：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/

「環境未来都市」構想

第7回「環境未来都市」構想推進国際フォーラム

地方創生に向けたSDGsの取組

～環境未来都市の5年間の取組総括と国際化も視野に含めた今後の展開～

日時：2017年10月4日（水）9:30～17:30
場所：柏の葉カンファレンスセンター
千葉県柏市若柴178-4 ホテル&レジデンス棟 2階

主 催：内閣府、「環境未来都市」構想推進協議会
後 援：日本経済新聞社

プログラム　※講習内容・パネリスト・タイムスケジュールは事前の予告なく変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

9:30	主催者挨拶	槇山 弘志氏	内閣府特命担当大臣（地方創生担当）　<挨拶代読>
		北橋 健治氏	「環境未来都市」構想推進協議会 会長（北九州市長）
	開催地挨拶	秋山 浩保氏	柏市長
10:00	基調講演	河村 正人氏	内閣府　地方創生推進事務局長
10:30	セッションⅠ「「環境未来都市」構想とSDGsの理念」		
	コーディネーター	村上 周三氏	一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構 理事長
	パネリスト	北橋 健治氏	北九州市長
		蟹江 憲史氏	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 教授
		ジノ・ヴァン・ベギン氏	イクレイ 世界事務局長
		アイサ・キラボ・カチラ氏	国連事務局長補／国連人間居住計画（ハビタット）　事務局次長
12:00	昼休憩		
	12:45～13:35	環境未来都市・環境モデル都市紹介パネル見学ツアー	
13:45	パネル監修	藤野 純一氏	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES）上席研究員／国立環境研究所（NIES）　主任研究員
13:45	セッションⅡ「自治体SDGsにおけるパートナーシップの推進～柏市における公・民・学連携の取組から～」		
	コーディネーター	出口 敦氏	東京大学 大学院新領域創成科学研究科 副研究科長・教授
	パネリスト	秋山 浩保氏	柏市長
		野田 武則氏	釜石市長
		後藤 良子氏	株式会社URBANWORKS 代表取締役
15:15		アレハンドロ・エチェベリ氏	EAFIT大学都市環境研究センター（URBAM）ディレクター
15:30	セッションⅢ「地方創生につながる国内外のSDGs推進の事例」		
	コーディネーター	竹本 和彦氏	国際連合大学サステイナビリティ高等研究所 所長
	パネリスト	森 雅志氏	富山市長
		浜中 裕徳氏	一般社団法人 イクレイ日本 理事長／公益財団法人 地球環境戦略研究機関 特別研究顧問
17:00		ステファン・ヒルトン氏	ブリストル・フューチャーズ・グローバル ディレクター／ブリストル大学 フェロー
17:15 17:30	総括	各コーディネーター	

第7回「環境未来都市」構想推進国際フォーラムにおける総括

- 日本で推進されてきた「環境未来都市」構想は経済・社会・環境に係わる新たな価値創出をめざす取組で、SDGsの理念と共通する点が多く、自治体がSDGsを導入するに際して貴重な示唆を与える

- 自治体にSDGsを導入し、経済・社会・環境に係わる諸課題の解決に統合的に取組むことは持続可能な発展をもたらし、国全体としての地方創生の推進につながる

- 自治体は世界の共通言語であるSDGsを推進することにより、国の内外の産官学民のステークホルダーとパートナーシップを構築し、持続可能な開発に向けて一層の社会貢献を図ることができる

（御参考）一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs　～導入のためのガイドライン～」

・一般財団法人建築環境・省エネルギー機構（IBEC）では、2017年3月に、自治体SDGsガイドラインを取りまとめ

・ガイドラインは、同機構HPからダウンロード可能

・本ガイドラインは、関係各省の各種報告書等においても言及
　外務省　：「国連ハイレベル政治フォーラム報告書　～日本の持続可能な開発目標（SDGs）の実施について～」
　環境省　：　平成29年版「環境・循環型社会・生物多様性白書」

自治体SDG s ガイドライン

2015年9月に国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この中核を成すSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組が世界の国や地域で活発化しています。

こうした状況に鑑みて、国土交通省住宅局支援の下、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構内に設置された「自治体SDGs検討小委員会（委員長: 村上周三）」の下で、このSDGsに対して自治体レベルで取り組むための方法論に関する議論が行われて参りました。今般、この自治体SDGs検討小委員会の活動成果の一部を、「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」として取り纏めました。

自治体の規模や経済、社会、環境等の諸条件は千差万別であることから、SDGsに取り組む体制や方法もその自治体固有の条件を十分に踏まえたものである必要があります。本資料は自治体がSDGsに取り組むための方法を一般論的に取り纏めたものです。自治体の置かれている事情は様々ですので、必要に応じてご参照頂き、各自治体における取組の参考にして頂ければ幸いです。

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構
理事長　村上 周三

ガイドラインのダウンロード≫

ガイドラインをダウンロードするにはパスワードが必要です。下記のボタンよりご氏名、ご所属、メールアドレスをご登録頂くと、自動的にダウンロード用のパスワードが発行されます。

パスワードの発行

下記リンクをクリックするとパスワードの入力画面が開きますので、メールで届いたユーザー名とパスワードを入力して下さい。自動的にダウンロードが始まります。

→「私のまちにとってのSDGs導入のためのガイドライン（2017年3月版）」のダウンロード

＜IBECのHPより＞

V　むすび

む す び

1. 地方創生は、少子高齢化の課題に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目標としている。

2. 我々が取組んでいる「環境未来都市」構想は、環境・社会・経済の3側面における価値創造を通じて、多様な都市・地域モデルの創出を実現することで地方創生に寄与してきた。

3. 一昨年国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、経済・社会・環境の3側面における統合的取組を推進するものであり、「環境未来都市」の基本コンセプトと軌を一にするものである。

4. 「環境未来都市」構想をさらに発展させ、地方自治体におけるSDGs達成の為の施策を策定し、これを積極的に推進することにより、持続可能なまちづくりと地域の活性化を通じた地方創生を実現していく。

本件に関するお問い合わせ先

内閣府地方創生推進事務局
東京都千代田区永田町1-11-39　永田町合同庁舎７階
お問い合わせ：http://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/goiken.html

【地方創生に向けた自治体ＳＤＧｓ推進事業について】
URL：http://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/pdf/sdgs_suishin.pdf

【自治体ＳＤＧｓ推進のための有識者検討会】
URL：http://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs.html

（参考資料１）ＳＤＧｓの経緯
http://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/pdf/sdgs_keii.pdf

（参考資料２）地方創生に向けたＳＤＧｓの推進について
http://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/pdf/jichitaisdgs_suisin.pdf